

毎週火、金曜日発行（但休日に当る時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 旅行あつ旋業者の登録
牛のピロプラズマ病検査の実施
二等陸、海、空士の募集期間
医療機関の指定
指定医療機関の変更、休止及び廃止
土地改良区役員の就任
養育医療機関の指定
- ◇選管告示 選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数及び三分の一の数
選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 速度制限の解除及び変更
- ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則
の一部改正

告示

鳥取県告示第三百三十三号

旅行あつ旋業法施行令（昭和二十七年政令第四百十六号）第三条の規定により、次のとおり旅行あつ旋業者登録簿に登録した。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称及び商号	営業所の所在地	代表者氏名
邦人 第四号	昭和三十四年六月十二日	中国觀光株式会社	鳥取県米子市 糞町二丁目	美谷邦安

鳥取県告示第三百三十四号

次のように牛のピロプラズマ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	変更事項		変更年月日
				旧	新	
松崎医院	日野郡日南町 阿昆緑	内科、小児科	松崎米市	日野郡高宮村阿昆緑	日野郡日南町阿昆緑	昭和三十 四年四月 一日
日南町国民健康保 険生山診療所	生山	内科、外科、 小児科、婦人科	町長 木下太郎	伯南町国民健康保 険直営生山診療所	日南町国民健康保 険生山診療所	"
"	"	"	"	日野郡伯南町生山	日野郡日南町生山	"
日南町国民健康保 険茶屋診療所	日野郡日南町 茶屋	内科、外科	"	伯南町国民健康保 険直営茶屋診療所	日南町国民健康保 険茶屋診療所	"

指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名

昭和三十四年四月一日 大山町国民健康保険所子診療所 西伯郡大山町所子五八九 内科、外科 町長 山根英夫

鳥取県告示第三百三十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり変更、休止及び廃止の届出があつた。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更

一 実施の目的	牛のピロプラズマ病検査のため	九日	"	"	下蚊屋	"
二 実施の区域	別表のとおり					
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。					
四 実施の期日	別表のとおり					
五 検査及び注射駆除の方法	血液検査					
別表						
実施期日	実施区域	実施場所				
六月八日	日野郡江府町御机	同上検査場				

鳥取県告示第三百三十六号	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。	鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十四年六月十二日		

鳥取県告示第三百三十五号	昭和三十四年度第二次二等陸、海、空士の募集期間は、次のとおりである。	鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十四年六月十二日		
募集期間	昭和三十四年六月十六日から昭和三十四年七月二十日まで	

						日野郡伯南町茶屋	日野郡日南町茶屋	
日南町国民健康保 険多里診療所		萩原	日野郡日南町 産婦人科		多里村国民健康保 直営診療所	日南町国民健康保 多里診療所		
					日野郡多里村萩原	日野郡日南町萩原		
小河原歯科診療所		生山	小河原佳		伯南町生山	生山		
荒金歯科診療所			荒金和夫					
片山歯科医院		上石見	片山博		日野郡石見村上石見	日野郡日南町上石見		
安藤歯科医院		黒坂	安藤瑞峰		黒坂町黒坂	日野町黒坂		昭和三十 四年五月 一日
二休止								
名称	所在地		診療科名	開設者名		休止事由		休止年月日
小谷医院	西伯郡名和町東坪二九六		内科、小児科、 放射線科	小谷広義		船医として転出したため		昭和三十四年 五月一日
三廃止								
名称	所在地		診療科名	開設者名		廃止事由		廃止年月日
財団法人 所子診療所	西伯郡大山町所子五八九		内科、小児科	理事長 海賀専市		大山町に移管したため		昭和三十四年 三月三十一日

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、賀露土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

理事 小玉 竹藏 鳥取市賀露町

米村五百藏

安藤 鉄雄

浜下 猪一

松田豊三郎

山根 義治

小林 和美

浜谷 政巳

上根 虎藏

清水 美光

河口 昭治

監事 浜部徳五郎

奥田 稔

小玉長太郎

昭和三十三年十二月二十七日設立総会において総選挙の結果当選し、十二月二十八日就任、任期二年

鳥取県告示第三百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第四百六号）第二十一条の五の規定により、次の医療機関を昭和三十四年六月一日指定養育医療機関に指定した。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市尙徳町一七番地 鳥取赤十字病院

吉方二六五番地 鳥取県立中央病院

倉吉市越殿町一、四〇八番地 厚生病院

米子市加茂町一丁目一番地 博愛病院

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

七、四一人

鳥取市選挙区”

三分の一の数 一、二、三、五、一、三人

米子市” 二〇、五、三〇人

倉吉市” 一九、五、一、五人

一〇、五、四、四人

境港市” 六、八、四、六人

岩美郡” 七、〇、二、五人

八頭郡” 一、四、八、一人

気高郡” 五、七、九、三人

東伯郡” 一、六、八、三、五人

西伯郡” 一、三、三、〇、三人

日野郡” 八、三、一、三人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和三十四年度第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一日 時 昭和三十四年六月十三日 午後一時
- 二場 所 鳥取市東町 鳥取県自治会館
- 三議題
- 1 参議院議員選挙当日の視察の状況報告について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法第十条の規定による速度制限について）及び昭和三十一年七月鳥取県公安委員会告示第十号（道路交通取締法第十条の規定による速度制限について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年六月十二日から施行する。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号中

一級口道九号線東伯郡羽合町大字橋津一五の六番地地先から同地内六〇五番地地先までの間

一、一〇〇 ” 二〇 ”

を削る。

二 昭和三十一年七月鳥取県公安委員会告示第十号中

県道米子境線米子市大篠津町一、七五五番地地先から境港市佐斐神町一四番地地先までの間

一、二〇〇 ” 二五 ”

を

県道米子境線米子市大篠津町八二番地地先から同地内二一八三番地地先までの間

一、二〇〇 ” 三〇 ”

人事委員会規則

に改める。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年六月十二日

鳥取県人事委員会委員長

中

本

覚

蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

行政職等級区分表中

発電所	所	長	次	長
発電建設事務長	所	長	次	長

を

発電所	所	長	工務課長	庶務課長
発電建設事務所	所	長	工務課長	工区長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十四年六月十日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種

認可

発行日 火、金

発 行

鳥 取 県

鳥 取 県

鳥 取 県

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市